

認定特定非営利活動法人制度 改正のあらまし

平成23年7月

国 税 庁

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第82号）により、認定特定非営利活動法人制度について次のような改正が行われましたのでお知らせします。

（注）このパンフレットは、平成23年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

【認定要件の緩和】

パブリック・サポート・テスト要件（以下「PST要件」といいます。）の判定に当たっては、次の3つの基準を選択適用できることとなりました。

（注）パブリック・サポート・テストとは、特定非営利活動法人が広く一般から支持されている度合を表す指標です。

➤ 相対値基準（従来と同じ）

実績判定期間内における総収入に占める寄附の割合が5分の1（20%）以上であること

➤ 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること

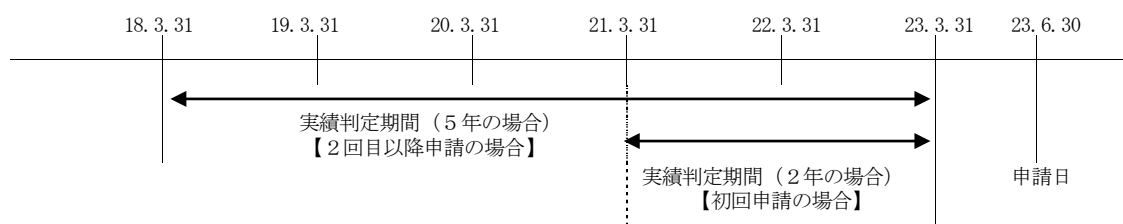
改正事項1
(P2)

➤ 条例個別指定基準

都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した特定非営利活動法人であること

改正事項2
(P2)

《実績判定期間とは（3月決算法人の場合）》



（注）今回の改正により、初回の認定申請※に限り、実績判定期間は2年とされました。

※ これまで一度も認定を受けたことがない法人が行う認定申請をいいます（改正事項5（P3）も同じです。）。

1 PST要件の判定方式に、絶対値（年3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上）による判定方式が追加されました。

- 今回の改正により、認定を受けるための要件の一つであるPST要件の判定方式に、絶対値により判定する方式が導入され、現行の割合による判定方式（総収入に占める寄附の割合が5分の1（20%）以上）と選択適用できるとされました。
- 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。
- なお、寄附者数の算出に当たっては次の点に注意してください。
 - ・ 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
 - ・ 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
 - ・ 寄附者が、その特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- この改正は、**平成23年6月30日以後の認定申請から適用**されます。

【絶対値計算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}^{(注)}} \geq 100 \text{人}$$

(注) 月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は1月に切り上げます。

【寄附者数カウント例】

- ① 寄附者Aが21事業年度に3,000円、22事業年度に3,000円寄附した場合
⇒21、22事業年度、それぞれ1人としてカウントする。
- ② 寄附者Aが21事業年度に3,000円の寄附を2回し、22事業年度に寄附をしなかった場合
⇒21事業年度は1人としてカウントし、22事業年度はカウントしない。
- ③ 役員Bが3,000円、Bと生計を一にしているC（役員ではない）が3,000円寄附した場合
⇒BもCもカウントしない。
- ④ 役員と生計を一にしているC（役員ではない）のみが3,000円寄附した場合
⇒カウントしない。
- ⑤ 寄附者Aが1,000円、Aと生計を一にしているDが2,000円寄附した場合
⇒1人としてカウントする（3,000円以上かどうかは合計額で判定）。

2 都道府県又は市区町村が、条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したNPO法人については、PST要件を満たすこととされました。

- 今回の改正により、都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）については、国税庁長官の認定を受けるに当たって、PST要件を満たすこととされました^(注1)。
- なお、PST要件以外の要件については、すべて満たす必要があります^(注2)。

(注) 1 認定申請書を提出する日の前日において、都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。

- 2 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 2 号に定める「実績判定期間における共益的活動割合が 50%未満であること」の要件の判定に当たっては、その対象となる共益的活動から「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

○ この改正は、平成 23 年 6 月 30 日以後の認定申請から適用されます。

【特例措置の見直し】

- 3 認定要件のうち、PST 要件の基準を 5 分の 1 以上とする特例措置が恒久措置とされました。
- 4 小規模法人の特例措置について、適用期限の定めがなくなりました。
- 5 初回の認定申請に限り、PST 要件等の実績判定期間が 2 年とされました。

【取戻し課税の導入】

- 6 認定NPO法人の認定が取り消された場合、みなし寄附金の額の損金算入額の合計額について取戻し課税を行うこととされました。

○ 今回の改正により、平成 23 年 6 月 30 日以後に認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額をいいます。

○ この改正は、平成 23 年 6 月 30 日以後に開始する事業年度において損金の額に算入されたみなし寄附金の額について適用されます。

【寄附金税額控除制度の創設】

- 7 認定NPO法人に対して個人が支出した寄附金について、寄附金控除(所得控除)との選択により、税額控除を適用できることとされました。

○ 今回の改正により、個人が、各年において支出した認定NPO法人に対する寄附金で、その寄附金の額が 2,000 円を超える場合には、寄附金控除(所得控除)との選択により、その超える金額の 40%相当額をその年分の所得税額から控除できることとされました。

○ なお、対象となる寄附金額は、総所得金額等の 40%相当額が限度とされ、税額控除額は、所得税額の 25%相当額が限度とされています。

(注) 1 控除対象寄附金額(総所得金額等の 40%相当額)及び控除適用下限額(2,000 円)は、現行の寄附金控除(所得控除)並びに公益社団法人等寄附金特別控除及び政党等寄附金特別控除の対象寄附金と合わせて判定します。

2 税額控除限度額(所得税額の 25%相当額)は、公益社団法人等寄附金特別控除額及び特定震災指定寄附金特別控除額と合わせて判定します。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は、これとは別枠で判定します。

3 税額控除の適用を受けようとするときは、寄附金の明細書並びに寄附金を受領した旨、寄附金が認定NPO法人の主たる目的である業務に関連するものである旨、寄附金の額及び受領年月日を証する書類を確定申告書に添付しなければなりません。

○ この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます。

申請に関する事前相談について

- 1 国税庁では、各国税局（沖縄国税事務所）及び各都道府県庁所在地にある税務署に認定NPO法人制度の（出張）相談窓口を設け、申請に関する事前相談等を行っております。

事前相談は、認定NPO法人の申請を行う皆様と税務当局の双方が、認定要件等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定NPO法人の申請を行う皆様にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、税務当局における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は、管轄の国税局に事前に予約をお願いします。

（注） 国税局の管轄区域及び連絡先は、以下の表をご参照ください。

- 2 制度の内容や申請方法等を記載した手引（「認定NPO法人制度の手引」）を、最寄りの税務署又は国税局で配付しておりますので、ご利用ください。

また、国税庁のホームページにも、「認定NPO法人制度の手引」やパンフレットを掲載しておりますので、併せてご利用ください（<http://www.nta.go.jp/>）。

国税局名	担当部署	管轄都道府県	連絡先（代表番号）
札幌国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	北海道	011-231-5011
仙台国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島	022-263-1111
関東信越国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	茨城、栃木、群馬、 埼玉、新潟、長野	048-600-3111
東京国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	千葉、東京、神奈川、 山梨	03-3216-6811
金沢国税局	課税部 法人課税課審査企画係	富山、石川、福井	076-231-2131
名古屋国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	岐阜、静岡、愛知、 三重	052-951-3511
大阪国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	06-6941-5331
広島国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	鳥取、島根、岡山、 広島、山口	082-221-9211
高松国税局	課税部 法人課税課審査企画係	徳島、香川、愛媛、 高知	087-831-3111
福岡国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	福岡、佐賀、長崎	092-411-0031
熊本国税局	課税部 法人課税課審査企画係	熊本、大分、宮崎、 鹿児島	096-354-6171
沖縄国税事務所	法人課税課審査企画係	沖縄	098-867-3601